


所管部課	子ども生活部・保育課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市保育料徴収規則			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>(1) 子ども子育て支援法施行令及び子ども子育て支援法施行規則の一部改正により、28年4月から低所得の多子世帯及びひとり親世帯等に対して保育料の負担軽減を行うものである。</p> <p>(2) ひとり親間の負担均衡を図るために、婚姻歴のないひとり親に対し、税法上適用されない寡婦控除をみなし適用するものである。</p> <p>(3) 利用施設間の負担均衡を図るため、保育所の利用者に対する減免基準を認定こども園等の利用者にも適用するものである。</p> <p>(4) これに伴い、保育料の額、算定方法等について本規則において規定を改正するものである。</p> <p>(5) 主な改正内容</p> <p>①年収360万円未満相当の多子世帯の第2子以降の第1子判定に対し、現行年齢制限を撤廃し保育料を算定する。</p> <p>②年収360万円未満相当のひとり親等の世帯に対し、保育料を第1子は現行の半額、第2子は無償とする。</p> <p>③婚姻歴のないひとり親世帯について、税法上の寡婦控除のみなし適用ができるよう減免規定を設ける。</p> <p>④認定こども園、小規模保育等の利用者について、保育所に準じた減免規定を設ける。</p> <p>(6) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(7) 影響及び効果</p> <p>①年収360万円未満相当の多子世帯の第2子以降及びひとり親世帯の保育料の負担が軽減される。</p> <p>②みなし寡婦の減免適用により、保育料の算定に婚姻歴の有無による影響はなくなる。</p> <p>③利用施設にかかわらず、利用者は生活実態等に応じた減免の適用を受けることができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
平成28年 3月23日 婚姻歴のないひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について市長決裁					
平成28年 4月 1日 子ども・子育て支援法施行令及び同法施行規則の改正					
3. 留意事項（問題点等） 特になし					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。